

東北建築賞作品賞選考方法内規

平成 13 年 2 月 24 日制定

平成 18 年 3 月 23 日改定

平成 20 年 2 月 22 日改定

平成 28 年 5 月 21 日改定

第 1 条（目的） この内規は東北建築賞作品賞の選考方法に関する事項を定める。

第 2 条（選考区分） 作品賞の選考に当たっては東北建築賞候補募集要項 2（1）

および 5（2）に基づき小規模建築物部門、一般建築物部門、その他の建築物部門の 3 つのカテゴリーに分けて選考する。

第 3 条（第 1 次審査） 第 1 次審査は当該年度最初の東北建築賞作品賞選考委員会（以下選考委員会）において行う。

- 2 原則として第 1 次審査では、候補者のうちから、図面審査により現地審査対象案件を選出する。（受賞点数の 2 倍を下まわらないことが望ましい。ただし現地審査該当無しもありうる。）
- 3 現地調査の担当委員及び調査日程並びに第 2 次審査の日程を決定する。
- 4 委員長は不採択の作品に対して速やかに講評の機会を提供するよう努める。

第 4 条（現地調査） 現地調査の対象 1 作品に対し 2 名以上の委員が現地調査を行う。

- 2 現地調査の際には、対象作品の設計者は同席することができる。

第 5 条（第 2 次審査） 第 2 次審査は第 2 回選考委員会において行い、これをもって最終選考とする。

- 2 現地調査の結果を担当委員が選考委員会に報告する。
- 3 現地調査の結果及び第 2 回選考委員会での再度の図面審査に基づき、作品賞は原則として小規模建築物部門、一般建築物部門、その他建築物部門 からまとめて 8 点以内とする。テーマ性に優れた作品を 別途、特別賞とすることができる。

- 4 各委員個人の意見をもとに委員長は講評をとりまとめこれを公表する。

第 6 条（審査における投票方法の変更） 東北建築賞候補募集要項の内容及び作品の応募状況に応じて、適切に選考を行うため、選考方法については、選考委員会の討議に基づき委員長がきめる。